

# 山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則

平成25年規則第6号

## 山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

**第2条** 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第1号様式）に必要書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、引き続き許可を受けようとするときは、許可の有効期間が満了する15日前までに、改めて前項の許可申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前各項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を一般廃棄物収集運搬業許可・不許可決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

**第3条** 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 組合圏域内に住所を有する者（法人にあっては、組合圏域内に本社、事務所又は営業所を有する者）であり、実際にその場所で営業を行っている者
- (2) 収集区域は組合圏域内に限ること。
- (3) 組合の定めた処理計画に従うこと。
- (4) 申請者自ら当該業務を実施するものであること。

(5) 組合圏域内に一般廃棄物の収集運搬に係る委託契約を締結した、又は締結しようとする事務所若しくは個人を有すること。

(6) 廃棄物の収集、運搬業務の経験年数（法人の場合にあっては、その構成員のうち収集、運搬業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数）が1年以上であること。

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による国土交通大臣の許可を受けた者であること。

(8) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、管理者が、特に必要と認める場合には、許可することができる。

（許可書の交付）

**第4条** 管理者は、第2条の規定により許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（第3号様式）（以下「許可証」という。）を交付する。

2 前項の許可証を毀損し、又は亡失したときは、遅滞なく一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請書（第4号様式）を管理者に提出して、再交付を受けなければならない。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。

（一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請）

**第5条** 許可業者は、法第7条の2第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第5号様式）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を一般廃棄物収集運搬業変更許可・不許可決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更許可書の交付）

**第6条** 管理者は、前条の規定により許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可証（第7号様式）を交付する。

（届出の義務）

**第7条** 許可業者は、法第7条の2第3項に掲げる事項の届出は、次のとおりとする。

（1） 事業の全部若しくは一部を廃止したとき 一般廃棄物収集運搬業廃止届（第8号様式）

（2） 住所その他環境省令で定める事項を変更したとき 一般廃棄物収集運搬業変更届（第9号様式）

（検査）

**第8条** 管理者は許可業者が法又はこの規則に違反しているか否かを確認するため、許可業者の業務に対して、検査を行うことができる。

（業務改善命令）

**第9条** 管理者は法第19条の3の規定により業務の改善を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業業務改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

（許可の取消し等）

**第10条** 管理者は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1） 法令又はこの規則に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

（3） 第3条に規定する許可基準に該当しなくなったとき。

（4） 正当な理由がなく、許可を受けた日から1か月以上営業しない、又は1か月以上業務を休止したとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、管理者が許可業者として不適当な行為があると認められたとき。

2 管理者は、前項の規定により許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業許可取消書（第11号様式）又は一般廃棄物収集

運搬業業務停止命令書（第12号様式）により行うものとする。

（許可証の返還）

**第11条** 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から10日以内に許可証を管理者に返還しなければならない。

- （1） 許可証の有効期間が満了したとき。
- （2） 許可を取り消されたとき。
- （3） 許可を受けた業務の全部を休止し、又は廃止したとき。

2 許可業者は、前条の規定により、業務の全部の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を管理者に返還しなければならない。

（実績報告）

**第12条** 許可業者は、毎月10日までに前月分の一般廃棄物の収集運搬に関する業務の実績を報告しなければならない。

（補則）

**第13条** この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月5日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年12月7日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年8月18日規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月1日規則第1号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 様

申請者 住所〒  
氏名 印  
電話/FAX 番号  
Mail

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所 又は 営業所	所在地	
	電話/FAX 番号	
	名称	
許可を受けようとする区域		
取り扱う一般廃棄物の種類		
事業の用に供する車両機材の概要		
積替保管の有無	有 ・ 無	
従業員数		
許可希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	

第2号様式（第2条関係）

一般廃棄物収集運搬業 許可・不許可 決定通知書

第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業許可については、山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

1. 許可

1) 許可期間

年 月 日 から 年 月 日

2) 許可区域

2. 不許可

1) 不許可の理由

第3号様式（第4条関係）

山武郡市環境衛生組合指令第 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

許 可 番 号	
営業所の所在地 及び名称	
事業の範囲	
取扱う一般 廃棄物の種類	
許可期間	
廃棄物収集を行う ことができる区域	
廃棄物の搬出 先又は処分先	
許可条件	

※業務に従事する際は、本許可証（両面）の写しを携行し、関係者から求められたときは提示すること。

(裏)

許 可 条 件

廃棄物収集を行うことができる区域の注意事項

山武市のうち山武地域とは山武市のうち次の区域をいう。

麻生新田、雨坪、板川、板附 672 番地～676 番地、板附 677 番地 1、板附 677 番地 2、板附 678 番地～686 番地、板中新田、植草、大木、沖渡、木原、実門、椎崎、下布田、戸田、中津田、埴谷、引越、日向台、美杉野 1 丁目、美杉野 2 丁目、美杉野 4 丁目、武勝、森、矢部、西湯坂及び横田

山武市のうち松尾地域とは山武市のうち次の区域をいう。

松尾町祝田、松尾町大堤、松尾町小川、松尾町折戸、松尾町荊毛本郷、松尾町蕪木、松尾町上大蔵、松尾町金尾、松尾町木刀、松尾町五反田、松尾町古和、松尾町猿尾、松尾町下大蔵、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町高富、松尾町武野里、松尾町田越、松尾町八田、松尾町引越、松尾町広根、松尾町富士見台、松尾町松尾、松尾町水深、松尾町本柏、松尾町本水深、松尾町谷津及び松尾町山室

山武市のうち蓮沼地域とは山武市のうち次の区域をいう。

蓮沼イ、蓮沼ニ、蓮沼ハ、蓮沼平、蓮沼ホ及び蓮沼ロ

横芝光町のうち横芝地域とは横芝光町のうち次の区域をいう。

牛熊、姥山、於幾、小堤、北清水、木戸台、栗山、古川、坂田、坂田池、曾根合、寺方、遠山、取立、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、長倉、中台、長山台、新島、屋形、谷台、横芝及び両国新田

横芝光町のうち光地域とは横芝光町のうち次の区域をいう。

新井、市野原、小川台、尾垂イ、尾垂ロ、木戸、小田部、上原、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、台、富下、母子、原方、二又、傍示戸、宝米、宮川、虫生、目篠及び谷中



第4号様式（第4条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請書

年 月 日

山武郡市環境衛生組合

管理者 様

住 所 〒

氏 名 印

電話/FAX番号

Mail

一般廃棄物収集運搬業許可証の再交付を受けたいので、山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1. 許可番号 第 号
2. 許可年月日 年 月 日
3. 申請理由

※き損の場合は、許可証を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

年 月 日

山武郡市環境衛生組合

管理者 様

住 所 〒

氏 名 印

電話/FAX番号

Mail

年 月 日付け山武郡市環境衛生組合指令第 号で許可のあった事業の変更許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更年月日

年 月 日

3. 変更理由

※許可証の写し及び変更の事実を証する書面を添付すること。

第6号様式（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更 許可・不許可 決定通知書

第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業変更許可については、山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

1. 許可

1) 許可条件

2) 変更事項

2. 不許可

1) 不許可の理由

第7号様式（第6条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

指令第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業変更申請については、次のとおり許可する。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

許可番号	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更後 許可期間	

※業務に従事する際は、本許可証の写しを従前の許可証の写しと共に携行し、関係者の求めがあったときは掲示すること。

第8号様式（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業廃止届

年 月 日

山武郡市環境衛生組合

管理者 様

住 所 〒

氏 名 印

電話/FAX番号

Mail

一般廃棄物収集運搬業を廃止（全部・一部）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届出します。

1. 許可番号 第 号
2. 許可年月日 年 月 日
3. 許可区域
4. 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 廃止する内容
6. 理由

※ 廃止の日から10日以内に許可証を添えて提出すること。

第9号様式（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更届

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 様

住 所 〒  
氏 名 印  
電話/FAX 番号  
Mail

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項に記載された事項を変更したので、山武郡市環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 許可番号 第 号

2. 許可年月日 年 月 日

3. 変更事項

4. 変更年月日 年 月 日

5. 変更理由

※変更の日から10日以内に変更の事実を証する書面を添えて提出すること。

第10号様式（第9条関係）

第 号

一般廃棄物収集運搬業業務改善命令書

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定により、次のとおり業務の改善を命ずる。

なお、期日までに改善できない場合許可の取消し又は業務の停止を命ずることがある。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

1. 業務改善事項

2. 業務改善期日

年 月 日

第11号様式（第10条関係）

第 号

一般廃棄物収集運搬業許可取消書

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により、次のとおり許可を取消します。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

1. 取消事項

2. 取消理由



一般廃棄物収集運搬業業務停止命令書

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業については、山武郡市環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可に関する規則第10条第2項の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

年 月 日

山武郡市環境衛生組合  
管理者 印

1. 業務停止事項

2. 業務停止期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 業務停止理由